

検査機関の認定範囲分類

JAB RI207-2010

制定日：2010 年 08 月 02 日

公益財団法人日本適合性認定協会

1. 目的

本文書は、本協会が提供する検査機関認定制度に使用する認定範囲を特定するために制定する。認定申請書別紙及び認定証別紙に記載される認定範囲は、本文書に基づいて確定される。

2. 定義

2.1 船積前検査(PSI: Pre-Shipment Inspection)： 製品の出荷側或いは荷受側又は規制当局の依頼に基づき、出荷される製品の数量、質量(重量)、荷姿、外観、仕様、品質等について、契約又は規定どおりであることを第3者として検証する行為をいう。

3. 認定範囲の表記方法

本協会は検査機関認定に関して認定範囲を以下の要素によって特定する。

なお、(2)(3)(4)については各業界固有の習慣があるため、認定申請をする場合は事前に相談するものとする。PSI(Pre-Shipment Inspection)の認定申請をする場合は、(2)及び(3)については附属書Aを参照する。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 検査機関のタイプ | (Type of Inspection Body) |
| (2) 検査の分野 | (Field of Inspection) |
| (3) 検査のタイプ及び範囲 | (Type and Range of Inspection) |
| (4) 検査方法／手順 | (Methods and Procedures) |

(1)検査機関のタイプ

検査機関のタイプを特定する分類を示す。

JIS Q 17020 (ISO/IEC 17020) で定義されている検査機関のタイプ。検査機関の独立性に応じて、タイプA検査機関、タイプB検査機関又はタイプC検査機関のいずれかに分類される。

(2)検査の分野

検査機関の分野は次の6分野とする。

- F01 農畜産業、漁業
- F02 鉱業、採石業
- F03 食料品、飲料、タバコ
- F04 エンジニアリング
- F05 サービス

F09 船積前検査(PSI)

それぞれの検査の分野毎に定める検査のサブカテゴリは表-1のとおりである。

表-1

<p>F01. 農畜産業、漁業</p> <p>F02. 鉱業、採石業</p> <p>F02.01 コークス及び精製石油製品の製造</p> <p>F02.02 核燃料</p> <p>F03. 食料品、飲料、タバコ</p> <p>F03.01. 食品加工 (Food Processing)</p> <p>F03.01.01. 生肉、生魚</p> <p>F03.01.01.01. 赤肉、屠殺及び解体処理</p> <p>F03.01.01.02. 鳥肉、屠殺及び解体処理</p> <p>F03.01.01.03. 魚肉、冷蔵及び冷凍</p> <p>F03.01.01.04. 生肉の製品と調理加工品</p> <p>F03.01.01.05. 生魚の製品と調理加工品</p> <p>F03.01.02. 農産品 (果物類&野菜類)</p> <p>F03.01.02.01. 生及び冷凍</p> <p>F03.01.03. 乳製品</p> <p>F03.01.03.01. 冷蔵及び冷凍</p> <p>F03.01.03.02. 卵</p> <p>F03.01.04. インスタント食品 (冷蔵及び冷凍)</p> <p>—調理済の肉/魚製品を含む</p> <p>F03.01.05. 包装済み、加熱済み、密封シールされたパック食品</p> <p>F03.01.06. 包装済み食品 (その他)</p> <p>F03.01.06.01. 飲料</p> <p>F03.01.06.02. 包装済のベーカリー</p> <p>F03.01.06.03. 乾燥食品</p> <p>F03.01.06.04. 菓子</p> <p>F03.01.06.05. 軽食及び朝食用シリアル</p> <p>F03.01.06.06. 油脂</p> <p>F03.01.06.07. 食品成分</p> <p>F03.02. 動物飼料 (Animal feeds)</p> <p>F03.03. 農場 (Farm)</p> <p>F03.04. 卸売/流通 (Wholesale / Distribution)</p> <p>F03.05. 小売店 (Retail stores)</p> <p>F03.06. 建物内のケータリング (Catering premises)</p>	<p>F04 エンジニアリング</p> <p>F04.01 工業</p> <p>F04.01.01 機械・装置、設備</p> <p>F04.01.01.01 圧力容器</p> <p>F04.01.01.02 産業機械</p> <p>F04.01.01.03 輸送用機械</p> <p>F04.01.01.03.01 自動車</p> <p>F04.01.01.03.02 鉄道車輛</p> <p>F04.01.01.03.03 船舶</p> <p>F04.01.01.03.04 航空機</p> <p>F04.01.01.04 プラント、設備</p> <p>F04.01.01.04.01 溶接構造物</p> <p>F04.01.01.04.02 中古設備</p> <p>F04.01.02 工業製品</p> <p>F04.01.02.01 家電、電気製品</p> <p>F04.01.02.02 織物、繊維製品</p> <p>F04.01.02.03 皮革、皮革製品</p> <p>F04.01.02.04 木材、木製品</p> <p>F04.01.02.05 パルプ、紙、紙製品</p> <p>F04.01.02.06 ゴム製品、プラスチック製品</p> <p>F04.01.02.07 非金属鉱物製品</p> <p>F04.01.02.08 基礎金属、加工金属製品</p> <p>F04.01.02.09 コンクリート、セメント、石灰、石こう他</p> <p>F04.01.02.10 電氣的及び光学的装置</p> <p>F04.01.03 化学製品</p> <p>F04.01.03.01 化学薬品、化学製品及び繊維</p> <p>F04.01.04 医薬品</p> <p>F04.01.05 リサイクル原料</p> <p>F04.02 運輸</p> <p>F04.02.01 造船業</p> <p>F04.02.02 航空宇宙産業</p> <p>F04.02.03 鉄道</p> <p>F04.02.04 道路</p> <p>F04.02.05 その他</p> <p>F04.03 建設</p> <p>F05 サービス</p>
--	---

	<p>F05.01 出版業</p> <p>F05.02 印刷業</p> <p>F05.03 小売店 (Retail stores)</p> <p>F05.04 卸売り・流通 (Wholesale/Distribution)</p> <p>F05.05 ホテル、レストラン</p> <p>F05.06 輸送、倉庫、通信</p> <p>F05.07 金融、保険、不動産、賃貸</p> <p>F05.08 情報技術</p> <p>F05.09 公共サービス</p> <p style="padding-left: 20px;">F05.09.01 電力供給</p> <p style="padding-left: 20px;">F05.09.02 ガス供給</p> <p style="padding-left: 20px;">F05.09.03 給水</p> <p>F09 船積前検査</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.01 鋼材</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.02 機械</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.03 工業製品</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.04 化学製品</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.05 石油類</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.06 鉱産物</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.07 農水産物</p> <p style="padding-left: 20px;">F09.08 リサイクル原料</p>
--	--

(3)検査のタイプ及び範囲

<p>実施される検査のタイプ及び範囲を特定する分類を示す。</p> <p>(申請書、認定証などにおける本分類欄において) 1行目で「検査される品目 (Items inspected)」を特定する。(例: ガラス、ガラス製作プロセス)</p> <p>2行目で「検査のタイプ (Type of inspection)」を特定する。(例: 製品検査、プロセス検査、稼働中検査(In-service inspection))</p> <p>必要な場合は3行目以降でさらに検査を特定する。</p>	<p>例1 : (ガラス製品検査)</p> <p>1 - ガラス (←1行目)</p> <p>2 - 製品検査 (←2行目)</p> <p>例2 : (ガラス製作プロセス検査)</p> <p>1 - ガラスの製作プロセス (←1行目)</p> <p>2 - プロセス検査 (←2行目)</p> <p>例3 : (非破壊検査)</p> <p>1 - 鋼溶接継手、鋼溶接部、鉄鋼材料 (←1行目)</p> <p>2 - 使用中検査 (←2行目)</p>
---	---

船積前検査(PSI)においては、検査のタイプについて附属書 A の表 A-1 を用いて次の項目のいずれに該当するかを明記する。

a) 数量/重量

- b) 外観／寸法
- c) 梱包
- d) 荷印
- e) 積込
- f) 品質

注記1 PSIにおける品質の検査は、検査対象分野ごとに異なり、検査の種類も多岐にわたることから、本協会と申請者が協議の上、特定して個別に明記する。

注記2 標準検査項目以外の検査項目を含む場合は、その検査項目を特記する。

注記3 (2)の検査の分野が複数に跨る場合は、それぞれの分野ごとに申請が必要である。ただし、船積前検査(PSI)のみで申請する場合においては、分野に関係なく(分野を跨って)一つの申請として申請することができる。

(4)検査方法／手順

実施される検査の方法又は手順を特定する分類を示す。

検査方法名、検査規格名又は手順について、番号、発行年、項番号等を特定する。

例1 : JIS X1111:2004 4.2 項

例2 : ISO 2222:2004

例2 : ISO 3333:2004 付属書1

附属書 A : PSI における検査の分野と検査のタイプ及び範囲並びに検査方法／手順の記載方法

PSI においては、3. に示す(2)検査の分野と(3)検査のタイプ及び範囲並びに検査方法／手順を下記表 A-1「PSI のカテゴリー」を使って特定する。(2)検査の分野は表 A-1 縦系列を検査対象分野とし、(3)検査のタイプ及び範囲は、表 A-1 横系列の検査項目とする。これらの検査項目を PSI における標準検査項目とする。該当しないときは、認定範囲から除くことを認定証に明記する。また、品質の検査は、検査対象分野ごとに異なり、検査の種類も多岐にわたることから、申請者と協議の上、特定し、個別に明記する。一方、標準検査項目以外の検査項目を含む場合は、その検査項目を特記する。また、表 A-1 の縦系列に当てはまらない検査対象分野の場合は、申請者と協議の上、個別に検査対象分野を特定する。

品質に関しては、それぞれの分野で検査する契約で要求される具体的特性等について記載する。検査方法／手順には、検査対象品目を明記した検査方法・手順書の名称及び識別(文書番号、改訂版等)を記載する。

表 A-1

検査の分野	検査のタイプ及び範囲(検査項目)						検査方法／手順
	数量 重量	外観 寸法	梱包	荷印	積込	品質	
鋼材							
機械							
工業製品							
化学製品							
石油類							
鉱産物							
農水産物							
リサイクル原料							

附属書 B 認定範囲の表記例

表 B-1 一般の検査の場合

検査の分野	検査のタイプ及び範囲	検査方法／手順
F03 食料品、飲料、タバコ F03.01 食品加工 F03.01.01 生肉、生魚 F03.01.03 魚肉（冷蔵及び冷凍） F03.01.04 生肉の製品と調理加工品	1- 冷凍食品及びその加工プロセス 2- 製品検査及びプロセス検査 3- 稼働中の検査	冷凍食品の検査マニュアル（規格の識別番号等を付記のこと）

表 B-2 船積前検査(PSI)の場合

検査の分野	検査のタイプ及び範囲(検査項目)						検査方法／手順
	数量 重量	外観 寸法	梱包	荷印	積込	品質	
鋼材						金属成分、硬さ、非破壊検査(RT, UT)	PSI 検査手順(鋼材)JABIB-PSI01
機械							
工業製品							
化学製品						成分	
石油類							
鉱産物						成分	
農水産物							
リサイクル原料							

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。